

今治市の小中学校における学校規模  
学校配置のありかたについて

答 申

平成21年8月

今治市通学区域調整審議会

## 目 次

はじめに	1
第1章 今治市の小中学校の適正規模・適正配置について	2
1 今治市の小中学校の適正規模	2
(1) 学級数	
2 今治市の小中学校の適正配置	3
(1) 通学距離	
(2) 通学時間	
第2章 学校の統廃合について	5
1 学校統廃合の基本的な考え方	5
2 小学校	5
(1) 統廃合の検討を進める小学校	
(2) 将来的な統廃合の検討モデル	
(3) 統廃合の検討を行わない小規模小学校	
3 中学校	6
(1) 統廃合の検討を進める中学校	
(2) 統廃合の検討を行わない小規模中学校	
第3章 実現へ向けて	7
1 学校の統廃合について配慮すべき事項	7
(1) 配慮すべき点	
2 具体的な進め方	9
(1) 基本計画の策定	
(2) 地域における協議	
(3) 統廃合の移行準備	
おわりに	11
<b>(参考資料)</b>	
今治市通学区域調整審議会委員名簿	
今治市執行機関の附属機関設置条例・今治市通学区域調整審議会規則	
今治市通学区域調整審議会開催経緯	
関係法令等	
<b>(検討資料)</b>	
1 小学校・中学校の現況	
2 小規模校・大規模校におけるメリット・デメリット	
3 今治市立小中学校適正規模・適正配置シミュレーション	
4 小学校・中学校検討対象地区校区図	

## はじめに

今治市通学区域調整審議会は、「市立小学校、および中学校の通学区域の調整に関する事項についての調査、審議および意見の答申に関する事項」を担任する目的で、今治市執行機関の附属機関設置条例に基づいて設置されたものです。

平成 20 年 6 月 4 日の第 1 回の審議会以降、平成 21 年 7 月までに 9 回の審議会を開催し、審議を進めてきました。

通学区域は、教育の平等という、教育施策の根幹にかかわる課題であり、慎重な対応が必要であることはいうまでもありません。しかしながら、市町村の合併、人口の移動、道路・交通事情の変化をはじめ、文化的・社会的な地域事情の変化が生ずれば、当然その変化にふさわしい通学区域が想定されることも事実でしょう。

また、「生きる力の育成」に端的に表現される今日の教育課題や現実の子どもの育ちにかかわる課題、さらにそれらを解決するための豊かな教育環境の保障といった課題を考えたとき、通学区域の調整の検討はその一つの視点として浮かび上がるものでもあります。

これまでも、こういった視点からの検討によって、新たに学校が設置されたり、統廃合が行われたりしてきました。

審議会は、こういった認識のもと、学校規模によるメリット・デメリットを精査した上で、今日的な教育にふさわしい学校規模について基準を設定し、それに基づいて通学区域について審議してまいりました。

その審議の結果をここに答申いたします。この答申を足がかりに、今治市の子どもたちの豊かな学びとその成長が保障される方向に向かうことを祈るものです。

今治市通学区域調整審議会  
会長 三浦和尚

## 第1章 今治市の小中学校の適正規模・適正配置について

### 1 今治市の小中学校の適正規模

子どもにより良い教育効果が得られる適正な学校規模を、1学級40人編成を基準として、1校当りの適正な学級数についてその下限と上限を「○○学級以上～○○学級以下」という形で検討を行いました。

その結果、今治市の小・中学校の適正規模については、学校の規模によるメリット・デメリットを考える中で、クラス替えができる事の効果や、子どもたちの適度な切磋琢磨が必要であるという観点から、小学校については1学年2学級以上が適正と考え学校規模の下限を12学級以上としました。中学校については1学年2学級以上が適正と考え学校規模の下限を6学級以上としました。

上限については、今治市の将来の児童生徒数を考えた場合、学校の大規模化の可能性は少なく、現況を参考に小学校24学級以下・中学校18学級以下を適正とすることにしました。

#### (1) 学級数

##### 小学校における学級数

12学級以上24学級以下を適正な規模とする。  
(1学年2学級以上4学級以下)

##### 中学校における学級数

6学級以上18学級以下を適正な規模とする。  
(1学年2学級以上6学級以下)

以上の基準により適正規模を下回る見込の小中学校を小規模校、上回る見込みの小中学校を大規模校として見直しを行うことにしました。

## 2 今治市の小中学校の適正配置

今治市の小中学校の配置について、徒歩を基準とした通学距離及び通学時間について、どの程度の範囲内とするのが適正と考えられるか検討を行いました。

通学距離については、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令では「通学距離が小学校にあっては概ね4 km以内、中学校にあっては概ね6 km以内であること。」と示されています。

今治市においては、特段の基準は策定されていませんが、同程度での運用がされており、遠距離通学となる場合には、通学に関する助成等も実施されていることから、国の基準による適正配置としました。

### (1) 通学距離

#### 小学校

通学距離の適正な範囲としては、小学校は徒歩により概ね4 km以内とする。

小学校の統廃合により、通学距離が3 kmを超える場合にはスクールバス等、通学に関する助成を検討する。

#### 中学校

通学距離の適正な範囲としては、中学校は徒歩により概ね6 km以内とする。

中学校の統廃合により、通学距離が6 kmを超える場合にはスクールバス等、通学に関する助成を検討する。また、通学距離、部活動等による特段の事情がある場合は、中学校長の許可を得て自転車及び公共交通機関を利用する通学も検討する。

## ( 2 ) 通学時間

### 小学校

通学時間については、スク - ルバス等を利用する場合も含めて、児童の日常生活に影響が生じないように十分に配慮する。

### 中学校

通学時間については、スク - ルバス等を利用する場合も含めて、生徒の日常生活に影響が生じないように十分に配慮する。

## 第2章 学校の統廃合について

### 1 学校統廃合の基本的な考え方

適正規模に満たない小規模校と適正規模を超える大規模校を選定した結果、特に問題となる大規模校はなかったため、小規模校の統廃合について各地区の具体的な学校シミュレーションをもとに統廃合の検討を進める小中学校について審議を行いました。

また、適正配置の観点から「陸地部については旧町村区域を越えない統廃合」「島嶼部については島域を越えない統廃合」を適正とすることにしました。

### 2 小学校

#### (1) 統廃合の検討を進める小学校

【朝倉地区】	上朝小学校	下朝小学校
【玉川地区】	鴨部小学校	九和小学校
【菊間地区】	亀岡小学校	菊間小学校
【大島地区】	吉海小学校	宮窪小学校
【大三島地区】	上浦小学校	大三島小学校
【旧今治地区】	今治小学校	美須賀小学校
	日吉小学校	城東小学校

#### (2) 将来的な統廃合の検討モデル

将来今治市の児童生徒の減少が更に進んだ場合、市中心部では、再度大幅な校区の見直しの必要性が想定されます。

そのため、概ね浅川から蒼社川、海岸部からJR線で囲まれる地域を一つととらえ、旧今治地区の小規模校4校に、近見小、別宮小、常盤小、鳥生小を加えた8校で統廃合を行うことも今後の方向性として検討を行いました。

【旧今治地区】	今治小学校	美須賀小学校	日吉小学校
	城東小学校	近見小学校	別宮小学校
	常盤小学校	鳥生小学校	

### (3) 統廃合の検討を行わない小規模小学校

伯方小学校(伯方地区)・・・ 伯方島内に1校

岡村小学校(関前地区)・・・ 岡村島、大下島、小大下島の3島  
に1校

## 3 中学校

### (1) 統廃合の検討を進める中学校

【大島地区】	吉海中学校	宮窪中学校
【大三島地区】	上浦中学校	大三島中学校
【旧今治地区】	美須賀中学校	

### (2) 統廃合の検討を行わない小規模中学校

朝倉中学校(朝倉地区)・・・ 旧朝倉村に1校

玉川中学校(玉川地区)・・・ 旧玉川町に1校

菊間中学校(菊間地区)・・・ 旧菊間町に1校

伯方中学校(伯方地区)・・・ 伯方島内に1校

関前中学校(関前地区)・・・ 岡村島、大下島、小大下島  
の3島に1校

## 第3章 実現へ向けて

### 1 学校の統廃合について配慮すべき事項

本審議会では、子どもたちの教育環境の観点から小中学校の適正規模・適正配置の検討を進めて来ました。

しかし小中学校の役割は、子どもたちの教育の場である「教育施設としての役割」の外に、様々な地域活動の場である「地域社会における役割」も担っており、「学校の統廃合が地域の活動に大きな影響を与えるのではないか」という意見も審議会の中で検討されました。

私達は、今後行政が、学校の統廃合を円滑に進めていくには、この2つの役割があることを認識し、子どもたちの教育環境だけにではなく、地域社会に対しても十分な配慮をする事が必要であると考え、それぞれの配慮すべき点をまとめました。

#### (1) 配慮すべき点

##### 学校運営について

- ア 学校の統合が行われた場合、人数の増加に伴う児童生徒の戸惑いや、不安をやわらげ、人間関係の構築に留意した学校運営に配慮する。また、教育方針や、教員配置、学校行事が急変することのない様、統合前の学校運営を十分考慮し、円滑な学習環境づくりに配慮する。
- イ 小規模校のデメリットとして、少数教員による学習指導上の課題や校務事務の負担増等が問題点として挙げられている。学校を統合しても適正規模とならない小規模校は、教職員の不足による学校運営上の問題を解消するため教職員の増員等に配慮する。

### **通学支援について**

学校の統合が行われた場合、児童生徒の通学距離が延びることが想定されるので、子どもの健康管理、通学方法の安全維持等に留意し、遠距離通学となる児童・生徒については、スクールバス等の通学支援を検討する。

また、中学校については、通学距離、部活動等による特段の事情がある場合は、中学校長の許可を得て自転車、公共交通機関での通学を検討し、子どもたちの日常生活に影響が生じないように配慮する。

### **地域への影響について**

学校は、災害時の避難場所や地域活動の場であるなど地域の社会や歴史にも深く関わっている施設である。

学校の統廃合が検討される場合は、学校がなくなる地域に対し、統廃合の必要性を十分説明し理解を得るよう努めるとともに、地域の社会活動に不具合が生じないように配慮する。

## 2 具体的な進め方

小中学校の統廃合の検討を行う場合には、市民と行政が協働で議論を進めなければなりません。このため、「誰が」「どこで」「何を」議論するのか、役割分担を明確にし、円滑な議論を進めるための手順を検討しました。

### 【教育委員会】

#### (1) 基本計画の策定

教育委員会は、今治市通学区域調整審議会の答申をもとに「今治市小中学校の適正配置（統廃合）基本計画」を策定し、学校適正配置（統廃合）を検討する地域や学校を公表する。

### 【地元代表の協議会】

#### (2) 地域における協議

学校適正配置（統廃合）を検討する地区ごとに、PTA、自治会、その他関係団体などから構成される地元代表の協議会を設置する。

地元代表の協議会は、教育委員会の公表した基本計画をもとに当該地区の学校適正配置（統廃合）について検討する。

地元代表の協議会は、学校適正配置（統廃合）について地元の児童生徒の保護者や住民に対する説明や意見の集約を十分に行い、統廃合の方針を決定する。

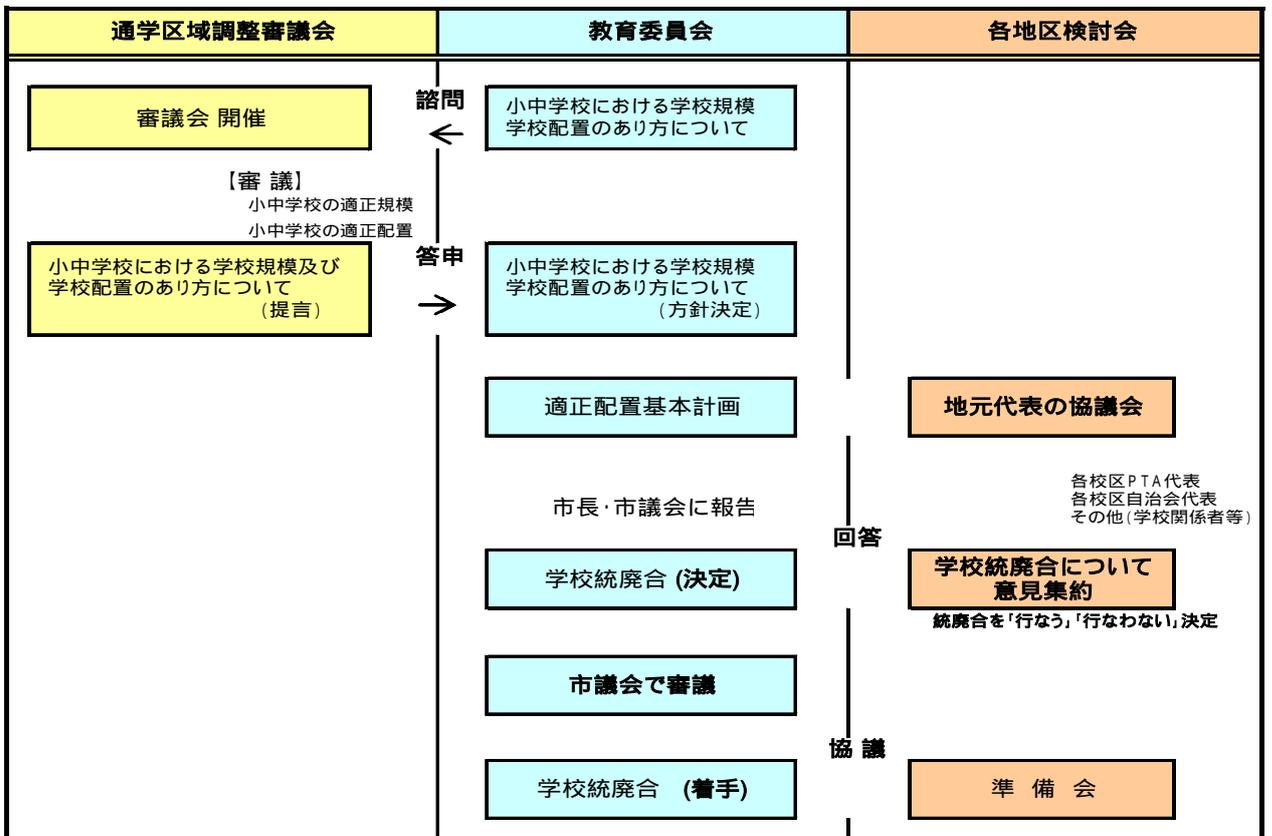
地元代表の協議会は、学校適正配置（統廃合）についての意見を、協議が整った地区から順次教育委員会へ提出する。

【統合準備会・教育委員会】

(3) 統廃合の移行準備

統廃合の方針の決定により、PTA、学校代表等による統合準備会を設置する。  
 統合準備会は、児童生徒や保護者、学校教職員の意見の把握に努め、統廃合の実施方法を検討すると共に、遠距離通学者への配慮や移行期間には児童生徒の交流事業等を実施するなど円滑な移行準備を進める。

<検討手順のイメージ図>



## おわりに

今治市通学区域調整審議会は、平成 20 年 6 月の第 1 回審議会以来、今治市の通学区域の適正化について、慎重に審議してまいりました。その結果をここに答申いたしました。

もとより、公立小学校・中学校は、その地域を一つのまとまりある地域として認識するための象徴的な存在です。したがって、学区は、行政的な地区割とは必ずしも同一ではない、ひとつの文化的なエリアとして機能しています。

学区は、その地域の歴史、文化、風土を背景にしているもので、そういった地域性から離れて論議されるべきものではありません。

今治市通学区域調整審議会は、通学負担等を視野に入れながら、適正な学校規模を検討し、結果的に統廃合の検討に値する地域の提案を行いました。しかしこれは、あくまでも適正な学校規模を想定したものであり、それぞれの地域の地域性の細部を検討対象としたものではありません。

この答申をふまえて、教育委員会やそれぞれの地域で慎重に審議、協議が行われ、その地域にふさわしい、また当然、子どもたちの豊かな育ちにふさわしい結論が形成されていくことを信じてやみません。

今治市通学区域調整審議会